

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

（平成24年11月29日）

早川新平委員長

おはようございます。

それでは、ただいまより総務常任委員会並びに予算常任委員会総務分科会を始めさせていただきます。

議案第93号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

早川新平委員長

それでは、議案第93号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について、理事者のほうから説明を求めます。

秦総務部長

皆さん、おはようございます。

本件に関しましては、去る11月16日に急遽衆議院が解散をされまして、来る12月16日に選挙が執行されるというふうな決定が行われております。したがって、1カ月を切る準備期間の中で選挙の準備を行っていくということで、まずは既決予算内でどうしても急がなければならない案件についての契約、あるいは準備を進めさせていただきながら、定例月議会初日でございますけれども、本日、衆議院議員選挙の全般にかかる経費を補正予算として上程させていただきまして、議決を賜ることによりまして今後の事務の執行を行ってまいりたいというものでございます。議会初日にこのような場を設けていただきまして、本当に申しわけございません。ありがとうございます。

それでは、担当のほうから内容につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

一尾選挙管理委員会事務局次長

選挙管理事務局の一尾です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の補正予算書（1）の14ページ、15ページが選挙のこの件になっていまして、もう一つ、平成24年11月市議会定例月議会の平成24年11月29日予算常任委員会資

料、一般会計補正予算（第4号）に基づいて説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、平成24年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

説明に入る前に訂正をお願いしたいと思います。済みません。（1）で投票所、（2）期日前投票所、（2）開票所というのが（3）、それから、（3）の予算が（4）ということで、ご訂正のほどをよろしく願います。どうも済みませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

（1）につきまして、今回、期日前投票所と当日投票所ですが、市長選と同数の当日投票所につきましては61カ所、それから、期日前投票所は4カ所。この期日前投票所、当日投票所、全て市長選挙と同じ場所が確保できました。

それから、（2）の期日前投票所の開設期間と時間につきましてですが、総合会館につきましては12月5日水曜日から12月15日土曜日まで開設させていただく予定であります。それから、三重北勢健康増進センター、防災教育センター、中消防署中央分署、この3施設につきましては、12月8日土曜日から12月15日土曜日までということで開設させていただく予定です。開設時間につきましては、4カ所とも午前8時30分から午後8時までということになっております。

3番の開票所、これにつきましても、中央緑地公園の体育館で午後9時30分から開票を始めさせていただく予定であります。

（4）予算ですが、こういった関連経費の関係で、（1）報酬、470万円余りから、18番の備品購入費までということで、総額が7658万3000円ということで計上させていただいております。

また、この経費につきましては、全額国費ということで計上させてもらっておりますので、よろしくご審議願います。

以上です。

早川新平委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

委員の皆様の方からご質疑を認めます。ご質疑のある方は挙手にてご発言をお願いします。

笹岡秀太郎委員

1番、2番、3番は、当然ながら今回の市長選挙と同じという報告、理解でよろしいですわね。報告どおりやね。今回の市長選挙が終わって、特にまだ整理がしていないとは思いますが、今まで総務常任委員会でさまざまな対応といたしますか、議論も深めていた中で、今回、全く同じことをするんですが、市長選挙において何かトラブルとか、問題、例えば駐車場の問題とか、投票がしにくいよとか、そういう市民の声ってなかったんですか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

今、各投票所からのアンケート等で集計中ですが、当日、選挙管理委員会のほうへ特に大きな苦情はなかったというふうに感じております。

笹岡秀太郎委員

そうしたら、次に、期日前投票所の設置場所、これも議論を重ねてきましたが、市民の声というのか、それはどういうふうになっておられますか。これでいいとか、あるいは、もっとふやせとか、そういう声があれば聞かせていただきたいんですけど。

一尾選挙管理委員会事務局次長

今現在、一般の方から、期日前投票所の増設とか、そういった言葉は聞いておりません。

笹岡秀太郎委員

了解しました。

川村高司委員

関連ですけれども、選挙管理委員会のホームページのほうに開票速報というクリックするところがあって、一生懸命見ていたんですけども、午後10時半が第1報ですというページのまま、ずっと何ら情報がなしに、CTYでは随時報道されていましたが、結局、万歳もされてもまだ午後10時半のままで、もう一服したぐらいに全ての開票結果というのがぽんと。あれを速報とするにはやや問題があるのではないかと。速報できないのであればそれは削除したほうがいいと思いますけれども、できるのかできないのか、ちょっと確認です。

一尾選挙管理委員会事務局次長

タイムラグが若干あって、今のお話であれば大分おくれたみたいで、業者ともう少し詰めて、なるべく早く皆さんにお知らせできるように、業者と詰めて、そういった部分に対応させていただきたいと思います。

川村高司委員

若干のおくれじゃなしに、あれは機能として存在しなかったという認識のほうが正しい認識で、それを問題として捉えて改善するかしないか、できないならしないというふうにしたほうがいいと思います。

一尾選挙管理委員会事務局次長

問題として捉えて改善して、なるべく早く、即ちインターネットのホームページに掲載ということで、業者と再度詰めさせていただきたいと思います。それでよろしく願います。

早川新平委員長

今、川村委員からのご指摘で、特にインターネットの場合は速報性が優位性があるのに、それがCTYさんの速報より非常におくれているということで、ご指摘はごもっともと思っています。ですから、委員のほうの指摘からも、やるのかやらないかとか、そのところからも含めてもう一遍精査をしていただきたいと思います。また後ほど報告なりをいただきたいと思います。

野呂泰治委員

関連ですけど、もろもろの法律というか規則というのは、議会が本来提案して決めるものです、はっきり言って。皆さん方はそれに従って、いいか悪いか。この法律というのは、もう何十年前から同じことをやっているわけですよ、50年前から。だから、公職選挙法、もともとと言うと、いつかはこういう問題をもっと大きく取り上げてやらないかと思うんですけども、だから、来てもらっている方も、開票が何時からされて、それで、どういう時間帯になっているということは、やっぱりいろいろ関心があるんですよ。

例えば鹿児島市だったら、即当確というのが出るわけですよ。それは恐らく出口調査とか、いろいろあったんですけど、だから、いろいろこれから、今言われたように、インターネット、あるいはいろんな投票率のことがありますので、やっぱり市民が投票に行って、選挙に関心を抱くような、そういうようなやり方をやっぱりやっていくべきだと。これはちょっとほかになりますけど、そういうことがやっぱり投票率の向上になって、政治に対する市民の関心がより高まってくるんだと。それがよりよいまちをつくっていくんだと。こんなふうに私は思いますので、単なる開票とか、どうのこうのは問題じゃないと思うんです。

だから、我々議員も議会もしっかりとしたそういう考え方を持って、今後、どういう政治体制、どういう投票方法がいいかということも考えていかないかんと、こういう時代に入っていると思いますので、しっかりと受けとめてもらいたいと思います。

それと、もう一点だけよろしいですか。

予算のことですけれども、今回、いろいろまた役所の方に、行政の方にお世話になるわけですけど、大体何人ぐらいの職員の方が出てもらえるんです、こういうことに関して。人数だけでもいいです、教えてください。

一尾選挙管理委員会事務局次長

まず、期日前投票の関係で、50名ぐらいの体制でやろうという形で行かせていただいております。

それから、投票事務の関係で330人程度、それから、開票で470名ぐらいになります。

以上でございます。

野呂泰治委員

800人くらいということですね。職員さんは2800人、3分の1というか、それぐらいが出ていくわけですね。わかりました。

早川新平委員長

今、傍聴の方が2名お入りになったということをご報告申し上げます。

それから、野呂委員、気持ちは非常にわかるんですけども、出口調査とか、そういったことを行政が出すのは難しいのかなと、正確性という観点からね。ただ、わかりますの

で、先ほどの川村委員とか、そういったご指摘、ごもっとものところがあるので、そのところは考慮して今後いつていただきたいなということを申し上げます。

森 康哲委員

予算のところの(8)の報償費なんですけど、説明のところ選挙公報配布謝礼とあるんですけど、これは謝礼なんですか。確認なんですけど。

一尾選挙管理委員会事務局次長

選挙公報謝礼というのは、各地区の連絡員さんに選挙公報を特別に配っていただきますので、そういった方に対するお礼という形で一定額を渡させていただいております。

森 康哲委員

これは報償費の中の謝礼という費目はあるんですか。

早川新平委員長

行政用語なのかな。そのところがちょっと誤解を招くようなところがあるのかなと思うので、そういうご指摘なんですけど。

荒木財政経営課長

財政経営課の荒木と申します。

一般的に報償費に関して、謝礼という費目はまずございません。費目自体は謝礼という費目は設けておりません。ただし、一般的な謝礼とか報償、褒めたたえると申しましうか、そういったお礼のようなものに関しましては、こういった報償費で払うというふうなことに従来からしてございます。

早川新平委員長

褒めたたえるということは褒賞なんやと思うんやけど。

森 康哲委員

今回のこれは、公報配布のお礼の意味だということは分かるんですけども、公用語と

して正しいのかどうか、ちょっと一度お調べいただいて、修正するなら修正していただきたいと思います。

早川新平委員長

今、委員のほうから指摘があったことはもっともやなと思うので、ちょっと謝礼というのは誤解を招くことが非常に多いなと。気をつけていただきたいし、考えていただきたいと思います。

他に。

中川雅晶委員

12月の慌ただしい選挙で大変ご苦労だと思うんですけども、また、市長選挙が終わってすぐまた国政選挙ということで、お忙しいとは思いますが、逆に言えば、市長選挙が終わってすぐにまた選挙ということで、その利点を十分に生かしていただきたいなと思うんですが、私は補正予算に関しては異議はありません。

ちょっとお願いをしたいのが、国政選挙でありますし、例えば郵送投票であったりとか、障害者の方とか、単身赴任であったりとか、学生であったりとか、長期出張されている方の投票権の行使となれば、これはやっぱりある程度日数を要したりとかするので、その辺の告知とか、それから、海外在留者の投票権の行使についても、早い段階で告知をしていく。いろんな媒体を使って告知をしていかなければ、もう選挙が中盤以降に差しかかってから投票権の行使の仕方があると知っても、物理的に間に合わないという可能性も出てくるので、その辺を配慮いただきたいと思うんですが、その辺のお考えは。

一尾選挙管理委員会事務局次長

まず、12月5日に発行される広報よっかいちの中で選挙特集号というのを入れさせていただいて、今、先ほどご指摘のありました郵便投票、滞在地、そういったものを合わせて特集号で入れさせていただいて、もうこれが目いっぱい期限という形で急遽、12月5日にちょうど間に合ったということで周知をさせていただく。

それから、先ほどのインターネット等についても、市長選挙が終わってすぐに切りかえという形で、今、作業が進んでいると思うんですが、なるべく早く、もう今、切りかわっているかもわかりませんが、すぐ切りかえるという形で周知を図っていきたいと思います。



中川雅晶委員

ぜひインターネットなんかも早く整備してもらって、わかりやすい形で告知していただくようお願いをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

早川新平委員長

今の中川委員のご指摘も考慮して、よろしく願いいたします。

他に。

川村高司委員

さっきの森委員の報償費のところの公報配布、これ、部数は何部というのはもう決まっているのでしょうか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

選挙公報の配付部数は、今、13万2000世帯という形で予算計上はさせてもらっております。普通の世帯、住民票に基づく世帯プラス、選挙公報が届かないといけないという部分がありまして、外国人さんというか、ある程度住んでいると想定されるところにも入れてくださいということ、安全策を見込んで、多目の部数を見込んでおります。

川村高司委員

ということは、単純割で1部20円というような計算での予算ですか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

連絡員さんへは三つをセットで16円というセットで考えさせてもらっております。

早川新平委員長

よろしいですか。

芳野正英副委員長

ちょっと歳入の点で、県支出金の時期を教えてくださいませんか。

一尾選挙管理委員会事務局次長

歳入ですが、県のほうにも確認をとったんですが、今回の歳入金については、いつというのはまだ国から示されていないということでした。前回のやつを参考に報告させていただきますと、4年前が8月30日執行ということで、8月24日に概算で約7割ぐらい入っていると。あと、精算で3月23日に残額が入っているという状況しか現状ではわかっていないということで、そういった報告しか今のところお答えできないということになります。

芳野正英副委員長

そうすると、今回同等であれば、選挙期間中ぐらいに入ってきて、残りは年度末というような形の整理ということですかね。それで、現状、もしそれが特に前回よりも急なので、現実の現金が底をつくということはないというふうに考えていいですか、もし選挙期間中に入ってもなくても。

荒木財政経営課長

財政経営課の荒木と申します。

委員おっしゃったように、7600万円、仮に全額支出いたしましても、資金不足は生じることがないと。言いかえれば、民間から借り入れることはないというふうに考えております。

以上です。

早川新平委員長

他にございませんか。

毛利彰男委員

高いですね。これをもっと安くすることを考えたことはあるのか。考えようとしているのか、考えないのか。どうですか。いろいろ行財政改革という項目の中には絶対入らない項目なんやけどさ。言いなりですやん、これ。もったいない話ですわ。メスを入れなあかんのじゃないかな。国の税金やでと言うたらあかんに。

早川新平委員長

今の毛利委員のご指摘はごもっともで、市単の金やないからそのまま右から左へというのがもうずっと過去の経緯でしょうけれども、毛利委員の今ご指摘をされたところはごもっともなところやと思うんですが。

倭財政経営部長

予算措置というところで私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

この金額、7600万円というふうなところで、1回の選挙に関してこれだけの経費がかかるというところで、今のご指摘をいただいたというふうなところでございます。

当然、執行につきましては、決して国から満額入るというふうなところでどうでもいいと、決してそういうことではなくて、今回、当然、前回に比べまして投票所もふえてございます。あと、先ほど申しました職員数というふうなところがございまして、市長選に比べて相当額的に大きくなってございますが、現状で、こちらといたしましては、適正に見積もらせていただいたというふうなことで、まず認識はしてございます。ただ、ご指摘いただいたように、経費につきましては極力最少の経費でというふうなところで、今後も適正に予算措置をさせていただきたいと思ってございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

毛利彰男委員

法律でいろいろ守られている部分があって、なかなか難しい部分かもわからないけれども、そういう意識を持って見てもらうというのは大事なことやと思うんですよ。これだけじゃなくて、役所からの物の配付。それは、広報してくれる人とか、そういう人に有料で、有償でやってもらった部分もあるんやけれども、抜本的に見直す一つの例として、職員さん、ようけおるわけですよ、役所に、地域に住んで。そういう人が、うちの近所の人を持っていくとか、そういうのもボランティアでちょっと考えてもええ時代に来ておると違うかなって気がするんやけどな。何でも金を使ったらいいというものじゃなしに。それから、この辺の単価なんかもいろいろありますやん。時間外手当の計算でいっておるんだと思うんですけど、そういうのも一律になっているのかどうかわかりませんが、細かいところを一遍見直して、少しでも安くなることを考えていただけたらいいかなというふうに思

う。もう答弁はよろしいので、ずっと続くことですし。

以上です。

芳野正英副委員長

この委託料のポスター掲示場の設置撤去とか、入場券印刷と封入作業等は、時期も短いということを考えると、入札ではなくて随意契約か何かでやるんですか、委託契約は。

一尾選挙管理委員会事務局次長

これは随意契約でさせてもらっております。期間的にもう間に合わないという部分で、入場券の部分も、先ほど冒頭で部長からお話があったように、事前という形でさせてもらっております。ポスター掲示場もそうですが、今の季節、市長選の柱とか、いろんな部分が使えるということでメリットがありますし、双方が安くなるという部分がありますので、そちらのほうでやっていただいたほうが時間的にもかからないということで考慮させてもらっております。

芳野正英副委員長

衆議院選挙の場合、特に時期がなかなか見えないところですけど、随契の見積もりなんか、例えば今回なんか市長選挙とも接近をしていましたので、もう少し工夫する部分があったのかなと思いますし、見積もりも多分前回の選挙を大体踏襲しておるような感じの見積もりになっておるのかなと思うんですが、その部分が先ほど毛利委員がおっしゃった工夫の余地なのかなと思うので、また、今後、検討していただければなど。来年は参議院選挙もありますし、そういう部分での委託の検討というのをお願いできたらなと思いますので、要望として言っておきます。

早川新平委員長

今の副委員長のご指摘は、先日の議運でもちょっと話があって、掲示板のことで、そういった部分で市の予算ではないんだけど、税金に変わりないので、それを野呂委員がご指摘されたようなところも含めて考えていかないと、経費を削れるところは合理的に削っていかなきゃならんかなということは肝に銘じていただきたいと思います。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

他にご質疑もございませんようで、これから討論に入りますけれども、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

討論なしと認めます。

では、採決に入っていきますけれども、簡易表決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、議案第93号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第4号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第93号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

早川新平委員長

ご苦労さまでございました。

委員の方はそのまま残ってください。理事者は退席となります。

これから総務常任委員会に入りますが、これは付託予定議案の審査方法についてという形で入っていきます。

議案第119号四日市事務分掌条例の一部改正について。こども未来部及び健康福祉部を設置する条例改正案であり、教育民生常任委員会にも関係する議案であることから、教育民生委員会との連合審査会を開催することについて、委員の皆様にお諮りをしたいと思うんです。

さきの議運におきまして、両委員会の協議により連合審査会を開催することができるというご報告がありました。それについて、総務常任委員会並びに教育民生常任委員会のほうと同時に協議をするというのが連合審査会ということなんですが、所管は総務常任委員会にあると。機構であれば総務常任委員会ですが、こども未来部については、内容が教育民生常任委員会のところに入りますので、いろいろな判断材料とするためにも一緒にやるという方法があるんですが、総務常任委員会としては連合審査会と、いまだかつてなかったらしいんですが、今回、やるとすれば初めてになるという報告は受けておりますが、連合審査会に臨むという形で、委員の皆さんからのご意見があればお伺いしたいですが。

#### 毛利彰男委員

連合審査会の内容が、議会運営委員会に出られている方はご存じだと思うんですけども、出られていない方、うちの会派のケースですけれども、まだ説明していないものから、わかっていない方がみえるので、ポイントとして、連合審査会をしても議案の説明と質疑までは教育民生常任委員会の方も権利があるんですけども、それ以降の討論、採決、そこまでの部分はこの総務常任委員会のみがやるということをちょっと説明していただいた上でご説明していただいたほうがいいんじゃないかと。うちの会派の問題で、よその人はしてもらったかどうか知りませんが。

#### 早川新平委員長

今、毛利委員からご指摘がありましたけれども、委員長の不手際で申しわけなかったです。

連合審査会では、議案が付託されているのは、先ほど申しましたように、総務常任委員会になっております。連合審査会をした場合でも総務常任委員長が進行を、私がさせていただくと。教育民生常任委員会と連合審査会を開催する場合には、理事者の説明を聞いて、

質疑を行うことはできますが、採決については、総務常任委員会の所管という形になりますので、議論を深めるためにも連合審査会を催したらどうかというご提案なんですが、今、毛利委員がおっしゃったとおりでございます。

笹岡秀太郎委員

もし開催するとなると、リーダーシップは当然総務常任委員会がとるんでしょうけど、恐らく全員協議会室でやるんだらうなというイメージがあるんですが、連合審査会が終わって、連合審査会を閉じて、改めて総務常任委員会を開催するというふうに理解して。そういうことじゃないのかなと思うんですが、議長、どんなイメージでいけばいいのか。そのようなところでしょうね、きっと。そうですね。

早川新平委員長

今、議長も了承していただきましたけれども、委員会を合同でやると。そして、採決するときには総務常任委員会に議決権があると。そのままおってもいいと。議決権がないだけで……。

藤井浩治委員

討論はできやんと思うんだけど。討論もできない。

早川新平委員長

そうですね、できません。質疑を行うだけで。

申しわけない、事務局のほうから連合審査会についてちょっとご説明を願います。

鹿間議事課長

連合審査会とは、案件が付託されるのが1常任委員会に限られるということで、例えば複数の委員会にまたがるような内容の場合であっても付託ができないということで、連合で審査ができるというのが連合審査会でございます。したがって、付託された側が主の常任委員会で、関係がある常任委員会が従の常任委員会になりますので、まず、質疑までができる。連合でできるのは質疑までです。討論と採決は付託された常任委員会が行うということになります。

やり方につきましては、やる場合については、どこでやるのかとか、それから、その際の討論、採決について、従たる常任委員会が入っているのか入っていないのかというのは、それぞれの委員長間等でお決めいただく形になるかと思えますけれども、決まりは、採決は主たる常任委員会が行うということになります。

以上です。

早川新平委員長

今、課長のほうから説明がありましたけれども、質疑は教育民生常任委員会の方もできると。討論、採決は総務常任委員会のこのメンバーで決定をするということで。

今、事務局のほうから報告が入りまして、今、同時に教育民生常任委員会のほうで集まって話をしておるんです、現実には。今、向こう側は一緒に行わないという報告が入りました。ということは、もともと消えてしまうということですね。

毛利彰男委員

こちら側から申し入れることもできるんでしょう。

早川新平委員長

こちらから申し入れて、それは拘束力はあるの。ないんやな。委員長同士だけで、片方がだめやったらもうしないということね。

野呂泰治委員

そういったことは今までになかったのね。

早川新平委員長

冒頭にもお話ししたように、初めて。

野呂泰治委員

ようわかる。なかったんだし、もしするんだったら、今後そんなことをしていくのかとか、今までそんなようなこともあったようなこともあったと思うんだけど、その辺で、こども部のことだけは連合審査会でやるのかどうか、その辺のこと。



早川新平委員長

今、野呂委員のご指摘の今後もしていくのかということではなしに、連合審査会という制度があると。することができるということであって、ただ、今までにそういうことが行われなかったと。ただ、今後、案件によっては行われる可能性はある。今回は、初めて行うとすれば、その可能性があったということです。

野呂泰治委員

もっと言うと、過去にもそういう例もあったけどやらなかったという。

早川新平委員長

過去にはないと聞いています。先日の議運では、今まで四日市市議会ではやったことがないと。ただ、この方法があるということですね。

笹岡秀太郎委員

議運の中では、たしか所管する委員会、影響する委員会があるので、議長のお計らいで連合審査会も道を開いてくださったんですが、我々の懸念した部分が、その所管する委員会がノーと言うのであれば、別段、もうそれはここで肅々とないというふうに進めていただければいいのかなと思います、いかがでしょうか。

早川新平委員長

今、笹岡委員から提案されましたけれども、事務局から報告で、相手方の教育民生常任委員会のほうが行わないという意思が伝わってきましたので、できないということですね、そうすると。できないということで、かえって申しわけなかったのかなと。混乱させましたけれども、ただ、笹岡委員からご説明がありましたけれども、藤井議長のほうがこういう連合審査会という方法があるという道を開いていただいたと。初めてやろうという意気込みやったんですけど。

毛利彰男委員

やる必要はないという決議をする必要はないと思うんですわ。希望されるならどうぞと、

こういう形でおさめたほうがきれいだと思いますけどね。だから、向こうがしないというんやったら、それでええと思うんですよ。もし教育民生常任委員会さんがやりたいということであれば、一緒にやったらいいでしょうという表明のほうがきれいと思うかなと個人的には思いますが。あんたらがやらへんで俺らもやらへんでというのは、ちょっと審査としては寂しいですわね。

早川新平委員長

そうですね。申しわけない。あくまでも所管は総務常任委員会ですので、ただ、先日の議運の中では委員長同士で話をという話だったので、実は、委員長とは話をしてやるということで、非公式でって、毛利委員のほうからのご指摘がありましたけれども、じゃ、もう連合審査会は総務常任委員会としては、要請は行わないという形でとり行わせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

早川新平委員長

それでは、この付託議案の審査方法については総務常任委員会、もともと所管は総務常任委員会ですので、連合審査は行わないということでまとめさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。

11 : 15 閉議